

令和5年7月18日

第38回総会議事録

福島市農業委員会

## 福島市農業委員会第38回総会議事録

1. 日 時 令和5年7月18日(火) 午後3時
2. 会 場 キョウワグループ・テルサホール 3階 あぶくま
3. 出席委員 24名
4. 出席の委員  
1番 栗原 武弘      2番 小山 正雄      3番 柴山 栄重  
4番 吾妻 良博      5番 加藤 良子      6番 中村 謙一  
7番 野崎 俊幸      8番 浪岡 真澄      9番 油井 妙子  
10番 渡邊 俊春    11番 大宮 篤司    12番 菅野 善晴  
13番 菱沼寿美恵    14番 渡邊 正芳    15番 尾形 寅昭  
16番 古関 恵子    17番 関 健一      18番 安田 善喜  
19番 渡邊 友一    20番 黒澤喜久夫    21番 齋藤 貴裕  
22番 阿部 哲也    23番 穴戸 薫      24番 芳賀 正寿
5. 欠席の委員      なし
6. 事務局の出席  
事務局長      堀江 清一  
次長兼庶務係長      佐藤 邦彦      会計年度任用職員 渡辺 久美子  
農地係長      阿部 三起夫      主 査 氏家 悠也

### 議案の内容

- 第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について
- 第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する処分について
- 第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分について
- 第4号 現況確認証明願出について
- 第5号 福島市農用地利用集積計画の議決について
- 第6号 農業経営改善計画の認定に係る承認議決について

### 報告の内容

- 第1号 農地法第3条の3の規定による届出の受理について
- 第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理について
- 第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理について
- 第4号 農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借解約等の通知について
- 第5号 地目変更登記に係る照会に対する回答(調査結果)について
- 第6号 農地等の相続税の納税猶予を受けるための適格者証明について

事務局長 会長 事務局長

ご案内の時間となりましたので、 宍戸 薫 会長よりごあいさつをお願いいたします。  
(会長から開催に先立ちあいさつ)

それでは、福島市農業委員会会議規則第5条により、会長が議長になりますので、ここから会長に進行をお願いいたします。

議長

それでは、事務局より福島市農業委員会会議規則第4条により、本日の届出欠席委員の報告をお願いします。

農地係長

本日、欠席の届出はございませんでした。  
また、傍聴をされる方がいらっしゃいますことを報告いたします。

議長

事務局より報告がありましたとおり、本日は定数24名に対し、24名の出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する過半数に達しており、本総会は成立しておりますので、只今より第24期、第38回総会を開催いたします。  
福島市農業委員会会議規則第18条に規定する議事録署名委員ですが、議長より議事録署名委員を指名させていただきます。  
7番：野崎俊幸委員、16番：古閑恵子委員を指名いたします。  
なお、本日の会議書記には事務局職員の氏家主査を指名いたします。  
福島市農業委員会会議規則第6条の規定により、会期の決定をいたします。  
会期は、本日17時までとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。  
〔「異議なし」の声〕

議長

ご異議ございませんので、会期は本日17時までと決定いたします。  
議案を上程いたします。事務局、議案名の朗読を願います。

農地係長

【議案第1号から報告までを上程する。(241件)】  
合計241件、令和5年7月18日提出、福島市農業委員会会長 宍戸 薫 以上です。

議長

議案第1号について事務局の説明を求めます。

農地係長

議案書の2ページをお開きください。議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分についての案件は、耕作の目的で農地の所有権移転11件、賃借権設定1件、計12件の許可申請で、市処分案件です。いずれの申請も別添「調査書」とおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可の条件をすべて満たすものと考えます。  
区域番号1番、整理番号1番及び2番の2件、判断基準の詳細は別添「調査書」とおりです。よろしくをお願いいたします。

議長

調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

2番

議長2番(発言を求める。)

議長

2番(発言を許可する。)

2番

整理番号1番、2番についてご説明いたします。競売される予定の申請地でしたが、近隣の方が耕作をしたいということで、所有権移転となりました。いずれも区域協議会では問題なしと判断をいたしましたので、ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長

只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。  
〔「異議なし」の声〕

議長

ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長

区域番号2番、整理番号3番及び4番の2件、判断基準の詳細は別添「調査書」とおりです。よろしくをお願いいたします。

議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
6番	議長6番（発言を求める。）
議長	6番（発言を許可する。）
6番	整理番号3番と4番について説明をいたします。整理番号3番ですが、申請地は2、3年前から遊休農地になっておりましたが、今回譲受人が購入し、きのこの栽培をする予定となっております。整理番号4番ですが、譲渡人と譲受人は親子関係で、譲渡人が高齢のため生前贈与をして譲受人が耕作をしていくということです。2件とも区域協議会では問題なしと判断いたしました。ご審議よろしくお願いたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
農地係長	区域番号3番、整理番号5番及び3ページ6番の2件、判断基準の詳細は別添「調査書」とおりです。よろしくお願いたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
10番	議長10番（発言を求める。）
議長	10番（発言を許可する。）
10番	整理番号5番と6番について説明いたします。整理番号5番ですが、譲渡人と譲受人の土地が自作地続きで耕作が利便なので所有権移転ということになりました。整理番号6番ですが、譲渡人と譲受人は親戚関係で、譲受人が経営規模の拡大ということで、所有権移転となりました。2件とも区域協議会では問題なしと判断いたしました。ご審議のほどよろしくお願いたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
農地係長	区域番号4番、整理番号7番から9番までの3件、判断基準の詳細は別添「調査書」とおりです。よろしくお願いたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
12番	議長12番（発言を求める。）
議長	12番（発言を許可する。）
12番	整理番号7番から9番まで説明させていただきます。整理番号7番の譲受人は、経営規模を拡大したいということで、農業委員会事務局に空き農地の情報を求め紹介された申請地になります。譲受人は精力的に耕作している方なので問題ないと思います。整理番号8番ですが、譲渡人が相続しましたが農業する意思がなく、譲受人が自作地付近で耕作利便のため所有権移転となりました。整理番号9番は、譲渡人の農地が道路幅で残っており、譲受人の宅地と繋がっており所有権移転し野菜等を栽培するという案件です。3件とも区域協議会では問題なしと判断いたしましたので、ご審議よろしくお願いたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
農地係長	区域番号6番、整理番号10番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」とおりです。よ

ろしくお願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

21番 議長21番（発言を求める。）

議長 21番（発言を許可する。）

21番 整理番号10番の説明をいたします。譲受人が農地を借りて栽培した小麦でパン製造、販売したいという案件です。区域協議会では問題なしと判断いたしました。ご審議よろしくお願  
いします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。  
〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 4ページ、区域番号7番、整理番号11番及び12番の2件、判断基準の詳細は別添「調査  
書」のとおりです。よろしくお願いたします。

5番 議長5番（発言を求める）

議長 5番（発言を許可する）

5番 整理番号11番については、私の申し出に関する案件ですので、農業委員会等に関する法律  
第31条の規定に基づく議事参与の制限から、一時退席します。

議長 議事を一時休議します。5番一時退席願います。  
〔一時退席する〕

議長 それでは、議事を再開します。  
調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

22番 議長22番（発言を求める。）

議長 22番（発言を許可する。）

22番 整理番号11番と12番の説明をさせていただきます。整理番号11番ですが、譲渡人と譲  
受人は知り合いで、所有権移転をして自家用野菜を栽培する案件です。整理番号12番で  
すが、今回下限面積撤廃により自家消費栽培目的での申請が可能になったため、申請する案件  
です。周辺農地に影響もなく区域協議会では問題なしと判断いたしました。ご審議よろしく  
お願いたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。  
〔「異議なし」の声〕

議長 それでは、簡易採決により、議案第1号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、  
ご異議ございませんか。  
〔「異議なし」の声〕

議長 異議なしと認め、議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分につ  
いて、整理番号1番から12番までの12件、原案のとおり許可と決定いたします。  
5番が入室いたしますので、議事を一時休議いたします。  
（入室、着席する。）

議長 それでは、議事を再開します。  
次に、議案第2号について事務局の説明を求めます。

農地係長 議案書の5ページをご覧ください。議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請  
に対する処分についての案件は、市街化調整区域の自己転用2件の許可申請で、市処分案件

です。別添「調査書」のとおり、農地の区分からみた転用基準、また、周辺の営農条件へ支障を及ぼすおそれもなく、許可の条件を全て満たすものと考えます。

区域番号2番、整理番号1番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

6番 議長6番（発言を求める。）

議長 6番（発言を許可する。）

6番 整理番号1番について説明いたします。農家住宅拡張の申請で、周辺農地に影響もなく区域協議会では問題なしと判断をいたしました。ご審議よろしくお願いたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号4番、整理番号2番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

12番 議長12番（発言を求める。）

議長 12番（発言を許可する。）

12番 整理番号2番の説明をさせていただきます。申請者の農家住宅拡張で、周辺農地に影響もなく、区域協議会では問題ないものと判断いたしました。ご審議よろしくお願いたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 それでは、簡易採決により、議案第2号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 異議なしと認め、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する処分について、整理番号1番及び2番の2件、原案のとおり許可と決定いたします。

次に、議案第3号について事務局の説明を求めます。

農地係長 議案書の6ページをご覧ください。議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分についての案件は、市街化調整区域農地及びその他の区域農地の第三者転用で、所有権移転5件、賃借権設定1件、使用貸借権設定2件、計8件の許可申請で、市処分案件です。いずれの申請も別添「調査書」のとおり、農地の区分からみた転用基準、また、周辺の営農条件へ支障を及ぼすおそれもなく、許可の条件を全て満たすものと考えます。

区域番号3番、整理番号1番から3番の3件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

10番 議長10番（発言を求める。）

議長 10番（発言を許可する。）

10番 整理番号1番から整理番号3番まで説明いたします。整理番号1番ですが、譲渡人の会社の駐車場が不足のため申請地を購入する案件です。整理番号2番ですが、譲受人の仕事量が増え資材置き場が不足のため、譲渡人から賃借権設定をする案件です。整理番号3番ですが、

譲受人の住宅の駐車場不足を解消するため住宅敷地を拡張する案件です。3件とも周辺農地への影響もなく、区域協議会では問題なしと判断いたしましたのでご審議よろしくお願いたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号5番、整理番号4番及び5番の2件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

19番 議長19番（発言を求める。）

議長 19番（発言を許可する。）

19番 整理番号4番と整理番号5番の説明をいたします。2件とも譲渡人と譲受人は親子関係で、住宅を建てても周辺農地への影響もなく、区域協議会では問題なしと判断いたしました。ご審議のほどよろしくお願いたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 7ページ、区域番号6番、整理番号6番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

21番 議長21番（発言を求める。）

議長 21番（発言を許可する。）

21番 整理番号6番の説明をさせていただきます。譲受人は譲渡人の娘婿で、分家住宅を建てるものです。周辺農地への影響はなく、区域協議会では問題なしと判断いたしました。ご審議よろしくお願いたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号7番、整理番号7番及び8番の2件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

22番 議長22番（発言を求める。）

議長 22番（発言を許可する。）

22番 整理番号7番、8番について説明いたします。整理番号7番については、譲受人が住宅の建替えのため、新たに住宅通路敷地を確保するものです。整理番号8番は、譲受人が管理している敷地の駐車場が不足のため申請になりました。区域協議会では問題なしと判断いたしました。ご審議お願いたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 それでは、簡易採決により、議案第3号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、

ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 異議なしと認め、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分について、整理番号1番から8番までの8件、原案のとおり許可と決定いたします。

次に、議案第4号について事務局の説明を求めます。

農地係長 議案書の8ページをご覧ください。議案第4号 現況確認証明願出についての案件は、昭和27年通知の「農地法の施行について」に基づき農地法の適用を受けない農地であることが確認できた案件です。証明願出に基づき、区域担当委員と共に現地調査を実施した結果、農地としての要件を満たす状態でないことを確認いたしました。

区域番号5番、整理番号1番から4番までの4件、詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしく願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

19番 議長19番（発言を求める。）

議長 19番（発言を許可する。）

19番 整理番号1番から4番の説明をさせていただきます。整理番号1番ですが、現地確認をいたしました。山林化しており農地に戻すことは困難と区域協議会では判断いたしました。整理番号2番ですが、農地法施行以前からの住宅が現存しており、証明相当と区域協議会では判断いたしました。整理番号3番ですが、以前は果樹を栽培していましたが、昭和60年頃から耕作されておらず、周囲の山林と一体化しておりました。整理番号4番ですが、桑畑だったようですが昭和60年以降、耕作されておらず周囲の山林と一体化し復元不可能と判断いたしました。ご審議よろしく願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号6番、整理番号5番の1件、詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしく願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

21番 議長21番（発言を求める。）

議長 21番（発言を許可する。）

21番 整理番号5番についてご説明いたします。6月27日に農業委員、推進委員、事務局で現地確認をいたしました。20年以上耕作されておらず、山林化しており耕作するには困難と区域協議会では判断いたしました。ご審議よろしく願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 それでは、簡易採決により、議案第4号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 異議なしと認め、議案第4号 現況確認証明願出について、整理番号1番から5番までの5件、原案のとおり許可と決定いたします。

次に、議案第5号について事務局の説明を求めます。



農地係長	<p>議案書の9ページをご覧ください。議案第5号 福島市農用地利用集積計画の議決についての案件は、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、福島市長より農用地利用集積計画の適否について判断を求められた案件です。一般分の利用権設定が79件、228,663.42㎡、所有権移転が2件、6,928㎡、福島県農業振興公社への貸付分が43件、117,576.15㎡で、農業経営基盤強化促進法及び農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく各要件を満たしているものと考えます。</p> <p>まず一般分の利用権設定です。10ページ、区域番号1番、整理番号1番から11ページ8番までの8件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願いいたします。</p>
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
2番	議長2番（発言を求め。）
議長	2番（発言を許可する。）
2番	整理番号1番から8番まで説明をさせていただきます。再設定の整理番号2番、3番、8番の説明をいたします。整理番号2番の利用権の設定を受ける者は、地域では信頼される専業農家です。整理番号3番の利用権の設定を受ける者は、10年以上前から地域の農地の荒廃防止に積極的に関わっています。農地保全に努力していただければと期待されています。整理番号8番の利用権の設定を受ける者は、酪農を営んでおり、購入している飼料が高騰しているため、自給飼料作物を耕作するものです。新規設定の整理番号1番の利用権の設定を受ける者は、以前から耕作はしており、今回正式に契約を結び耕作するものです。整理番号4番、5番、6番、7番ですが、いずれも利用権の設定を受ける者に耕作をお願いしており、今回正式な申請となりました。利用権の設定を受ける者には援農者も近くにおり、今後も農業が継続されると思いますので、区域協議会では問題なしと判断いたしました。皆様ご審議よろしくお願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
	〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
農地係長	区域番号2番、整理番号9番から12ページ12番までの4件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
6番	議長6番（発言を求め。）
議長	6番（発言を許可する。）
6番	整理番号9番から12番について説明いたします。整理番号10番は再設定で、適正に耕作されておりますので問題なしと判断しております。整理番号9番ですが、利用権の設定を受ける者は、地域で耕作できない農地を引き受けて大規模に耕作しています。整理番号11番ですが、利用権を設定する者が、利用権の設定を受ける者にお願ひ耕作するものです。整理番号12番ですが、利用権の設定を受ける者は、現在りんごと野菜の栽培をしていますが、ももを栽培したいということで、JAの協力を受けながら栽培していきます。区域協議会ではいずれも問題なしと判断いたしました。ご審議よろしくお願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
3番	議長3番（発言を求め。）
議長	3番（発言を許可する。）

3番 整理番号9番についてお尋ねしますが、利用権を設定する農地の現況地目が田になっていますが、田からりんご畑にして栽培ができますか。利用権の設定を受ける者は、他の地域でも、手広く耕作していますが事務手続きが遅いようですが、賃借権の申請はできていますか。

6番 議長6番（発言を求める。）

議長 6番（発言を許可する。）

6番 田にりんご畑ですが、現在りんごの苗木を植えて問題なく成長しています。事務手続きに他の地域でも問題が発生しているみたいですが、これからは区域で指導をしていきますので、今後何かあれば連絡してください。

議長 3番よろしいでしょうか。

3番 わかりました。

議長 その他ございませんか。

議長 「〔異議なし〕の声」

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号3番、整理番号13番から13ページ18番までの6件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしく願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

10番 議長10番（発言を求める。）

議長 10番（発言を許可する。）

10番 整理番号13番から18番までの説明をいたします。整理番号15番から18番ですが、再設定で間違いなく耕作しています。整理番号13番、14番は、利用権の設定を受ける者は、推進委員で現在も水稻を栽培しております。区域協議会ではいずれも問題なしと判断いたしました。審議のほどよろしく願いします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

議長 「〔異議なし〕の声」

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号4番、整理番号19番から14ページ28番までの10件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしく願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

12番 議長12番（発言を求める。）

議長 12番（発言を許可する。）

12番 整理番号19番から28番までの説明をいたします。整理番号番19番から21番ですが、再設定で3件とも間違いなく耕作していることを確認しました。整理番号22番ですが、利用権を設定する者が施設に入所したため、利用権の設定を受ける者が耕作する案件です。整理番号23番ですが、再設定で間違いなく耕作しているのを確認しました。整理番号24番ですが、利用権を設定する者の息子が仕事をしながら耕作していましたが、耕作するのが難しくなったため、利用権の設定を受ける者が耕作する案件です。整理番号25番ですが、利用権を設定する者が高齢のため、利用権の設定を受ける者が耕作する案件です。整理番号26番、27番ですが、利用権を設定する者が以前から利用権の設定を受ける者に栽培をお願いしていましたが今回正式に契約する案件です。整理番号28番ですが、利用権の設定をする者が高齢のため耕作が難しく、利用権の設定を受ける者が自作地付近のため耕作する案

件です。区域協議会ではいずれも問題なしと判断いたしました。ご審議よろしくお願いたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。  
〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 15ページ、区域番号5番、整理番号29番から17ページ44番までの16件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願いたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

19番 議長19番（発言を求める。）

議長 19番（発言を許可する。）

19番 整理番号29番から44番について説明いたします。整理番号29番30番、32番から38番、41番の10件につきましては再設定で、利用権の設定を受ける者はきちんと耕作されておりまして問題はございません。整理番号31番、39番、40番、42番から44番は新規設定となりますが、作付もしておりまして区域協議会では問題なしと判断しました。ご審議よろしくお願いたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。  
〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 18ページ、区域番号6番、整理番号45番から23ページ65番までの21件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願いたします。

21番 議長21番（発言を求める）

議長 21番（発言を許可する）

21番 整理番号45番から65番まで説明いたします。新規設定が12件、再設定が9件いずれも区域協議会では問題なしと判断いたしました。ご審議よろしくお願いたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。  
〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 24ページ、区域番号7番、整理番号66番から26ページ79番までの14件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願いたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

22番 議長22番（発言を求める。）

議長 22番（発言を許可する。）

22番 整理番号66番から79番まで説明をいたします。新規設定の4件について説明します。整理番号66番、71番ですが患者のリハビリのため農地を所有していましたが、耕作をしなくなったため、近隣の方に賃借権を設定し耕作をしてもらう案件です。整理番号77番ですが、利用権の設定を受ける者が推進委員の方なので、問題ありません。再設定の10件ですが、きちんと耕作されているので問題ありません。以上全て区域協議会では問題なしと判断いたしました。ご審議よろしくお願いたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。  
〔「異議なし」の声〕

議長 農地係長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。 次に、27ページ、一般分の所有権移転です。区域番号2番、整理番号1番及び2番の2件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしく願いいたします。
議長 6番	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。 議長6番（発言を求める。）
議長 6番	6番（発言を許可する。）
議長 6番	整理番号1番、2番について説明いたします。整理番号1番ですが、移転しようとする者は農地を相続しましたが、移転を受けようとする者が以前から借りて耕作していました。整理番号2番ですが、移転を受けようとする者が、移転しようとする者に農地を購入した方がよいか相談し、今回所有権移転となりました。2件とも区域協議会では問題なしと判断いたしましたので、ご審議よろしく願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長 農地係長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。 次に、28ページ、福島県農業振興公社分です。区域番号2番、整理番号1番から4番まで及び、29ページ6番の計5件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしく願いいたします。
議長 6番	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。 議長6番（発言を求める。）
議長 6番	6番（発言を許可する。）
議長 6番	整理番号1番から4番について説明をいたします。新規設定となっておりますが、JAからの移行できちんと耕作をしているので、区域協議会では問題なしと判断いたしました。ご審議よろしく願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長 農地係長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。 区域番号3番、整理番号7番から31ページ10番までの4件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしく願いいたします。
議長 10番	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。 議長10番（発言を求める。）
議長 10番	10番（発言を許可する。）
議長 10番	整理番号7番から10番までの説明をいたします。利用権の設定を受ける者は、水稻を耕作しており間違いなく耕作できるので、区域協議会では問題なしと判断いたしました。ご審議のほどよろしく願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長 農地係長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。 区域番号4番、整理番号11番から36ページ24番までの14件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしく願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

12番 議長12番(発言を求める。)

議長 12番(発言を許可する。)

12番 整理番号11番から24番まで説明いたします。すべての案件はJAからの移行で、利用権の設定を受ける者は、きちんと耕作されているので、区域協議会では問題なしと判断いたしました。ご審議よろしくお願いたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。  
〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号5番、整理番号25番から39ページ34番まで及び、36番から41ページ42番までの計17件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願いたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

18番 議長18番(発言を求める。)

議長 18番(発言を許可する。)

18番 整理番号29番、31番から34番、37番については、私の申し出に関する案件ですので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限から、一時退席します。

議長 議事を一時休議します。18番一時退席願います。  
〔一時退席する〕

議長 それでは、議事を再開します。  
調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

19番 議長19番(発言を求める。)

議長 19番(発言を許可する。)

19番 整理番号25番から42番についてご説明いたします。整理番号38番、40番ですが果樹農家できちんと耕作しています。その他の整理番号は、JAからの移行で引き続き利用権を設定するものであり、区域協議会では問題なしと判断いたしましたので、ご審議よろしくお願いたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。  
〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号6番、整理番号43番及び44番の2件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願いたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

21番 議長21番(発言を求める。)

議長 21番(発言を許可する。)

21番 整理番号43番、44番について説明いたします。利用権の設定を受ける者は、積極的に農業に取り組んでおり、区域協議会では問題なしと判断いたしましたので、ご審議よろしくお願いたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。  
〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 42ページ、区域番号7番、整理番号45番の1件、詳細は「議案書」及び別添「調査書」

のとおりです。よろしくお願いいたします。

22番 議長 議長22番（発言を求める。）

22番 議長 22番（発言を許可する。）

22番 議長 整理番号45番について説明いたします。新規就農ですが3月の議案で一度、利用権を設定しましたが、石が多く耕作ができないため、今回、農地を借りなおす案件です。区域協議会では問題なしと判断いたしましたので、ご審議よろしくをお願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

議長 「〔異議なし〕の声」

議長 それでは、簡易採決により、議案第5号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。

議長 「〔異議なし〕の声」

議長 異議なしと認め、議案第5号 福島市農用地利用集積計画の議決についての案件は、原案のとおり決定いたします。

議長 18番が入室いたしますので、議事を一時休議いたします。

議長 （入室、着席する。）

議長 それでは、議事を再開します。

次長 次に、議案第6号について事務局の説明を求めます。

議長 議長書の43ページをご覧ください。議案第6号 農業経営改善計画の認定に係る承認議決についてでございます。こちらにつきましては、認定農業者から申請のあった農業経営改善計画が、市の基本構想に照らして適切なものであること、農用地の効率的かつ総合的利用を図るために適切であること、達成される見込みが確実であること、などの要件を満たす場合、認定農業者の認定を行うことにより、区域協議会、総会の意見が7月27日に開催される農業経営改善計画認定会議に反映され、審議されるものでございます。現状5年後の目標が達成される見込みがあるか否か等につきまして、ご審議をお願いいたします。

議長 44ページ、新規の認定農業者につきまして、区域番号1番、整理番号1番の1件、内容につきましては「議案書」に記載のとおりです。よろしくお願いいたします。

議長 議長2番（発言を求める。）

議長 2番（発言を許可する。）

議長 整理番号1番について説明いたします。以前から施設野菜を栽培しており、ハウス内水耕栽培の利点を生かし目標を達成できると、区域協議会では判断いたしました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

議長 「〔異議なし〕の声」

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

次長 区域番号3番、整理番号2番の1件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願いいたします。

議長 議長10番（発言を求める。）

議長 10番（発言を許可する。）

10番 整理番号2番について説明いたします。申請者はももやりんごの栽培をしております、優良品種への改植や更新を進めており、目標達成できると区域協議会では判断いたしました。ご審議よろしくお願いたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。  
〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

次長 区域番号4番、整理番号3番の1件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願いたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

12番 議長12番（発言を求める。）

議長 12番（発言を許可する。）

12番 整理番号3番について説明いたします。地域の中でも中堅的な農家で、目標も達成できると区域協議会では判断いたしました。ご審議よろしくお願いたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。  
〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

次長 区域番号5番、整理番号4番及び5番の2件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願いたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

19番 議長19番（発言を求める。）

議長 19番（発言を許可する。）

19番 整理番号4番、5番について説明いたします。整理番号4番は、プロイラーを経営しており、機械導入や鶏舎の増築などにより、5年後の目標も達成できると思います。整理番号5番ですが、肉用牛を飼育しており畜舎を増設し5年後の目標も達成できると思います。ご審議よろしくお願いたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。  
〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

次長 続きまして、45ページ、認定農業者の再認定について、区域番号1番、整理番号1番から3番までの3件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願いたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

2番 議長2番（発言を求める。）

議長 2番（発言を許可する。）

2番 整理番号1番から3番までの説明をいたします。整理番号1番は、環境に配慮した農業を今後展開していくために、品種の切り替えをして行くそうです。整理番号2番は、土壌消毒などの技術を使い生産を高めていきたいとのことです。整理番号3番は、自動灌水装置を導入し施設野菜の増加を目標にしています。3件とも新しい技術を取り入れても目標を達成できると区域協議会では判断いたしました。ご審議よろしくお願いたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。  
〔「異議なし」の声〕

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

次長 区域番号2番、整理番号5番から46ページ8番までの4件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

6番 議長6番（発言を求める。）

議長 6番（発言を許可する。）

6番 整理番号5番から8番の申請者は、頑張って耕作しておりまして、5年後の目標も成果が上げられると判断いたしました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

次長 区域番号3番、整理番号9番の1件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

10番 議長10番（発言を求める。）

議長 10番（発言を許可する。）

10番 整理番号9番の説明をいたします。ももとりんごの栽培をしていますが、品種改良と経費削減による経営安定化を目指す案件です。区域協議会では問題なしと判断いたしました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

次長 区域番号4番、整理番号10番から49ページ20番までの11件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

12番 議長12番（発言を求める。）

議長 12番（発言を許可する。）

12番 整理番号10番から20番までの申請者の方々は、地域で指導する立場で、5年後の目標も達成できると区域協議会では判断いたしました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

次長 区域番号5番、整理番号21番及び22番の2件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

19番 議長19番（発言を求める。）

議長 19番（発言を許可する。）

19番 整理番号21番、22番について説明いたします。2件とも複合経営で、5年後の目標もやり遂げると区域協議会では判断いたしました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。



議長 「異議なし」の声  
ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

次長 区域番号6番、整理番号23番の1件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

21番 議長21番（発言を求める。）

議長 21番（発言を許可する。）

21番 整理番号23番の申請者ですが、積極的に稲作を耕作しており中核農家でもあるので、目標も達成できると、区域協議会では判断いたしました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

議長 「異議なし」の声  
ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

次長 区域番号7番、整理番号24番の1件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

22番 議長22番（発言を求める。）

議長 22番（発言を許可する。）

22番 整理番号24番の申請者ですが、地域の中核的農家でりんごを中心に、今後も目標達成できると区域協議会では判断いたしました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

議長 「異議なし」の声  
ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

次長 続きまして、50ページ、変更について、区域番号5番、整理番号1番の1件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

18番 議長18番（発言を求める。）

議長 18番（発言を許可する。）

18番 整理番号1番については、私の申し出に関する案件ですので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限から、一時退席します。

議長 議事を一時休議します。18番一時退席願います。

議長 〔一時退席する〕

議長 それでは、議事を再開します。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

19番 議長19番（発言を求める。）

議長 19番（発言を許可する。）

19番 整理番号1番ですが、代表者の変更の案件です。区域協議会では問題なしと判断いたしました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

議長 「異議なし」の声

それでは、簡易採決により、議案第6号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 異議なしと認め、議案第6号 農業経営改善計画の認定に係る承認議決についての案件は、原案のとおり決定いたします。

18番が入室いたしますので、議事を一時休議いたします。

(入室、着席する。)

議長 それでは、議事を再開します。

次に、報告を事務局よりお願いします。

農地係長 議案書51ページ、報告第1号から63ページ報告第6号は、議案書記載のとおりとなりますので、お読み取りください。

議長 これで本日の議事を全て終了いたします。

閉会のことばを大宮篤司会長職務代理よりお願いいたします。

会長職務代理 (会長職務代理より閉会の言葉)

慎重審議ありがとうございました。

これで、第38回総会を終了いたします。

(午後4時35分)

令和5年7月18日

これは、福島市農業委員会第38回総会の議事録であることを証するため署名する。

福島市農業委員会

会 長 \_\_\_\_\_

議事録署名人 7番 \_\_\_\_\_

議事録署名人16番 \_\_\_\_\_